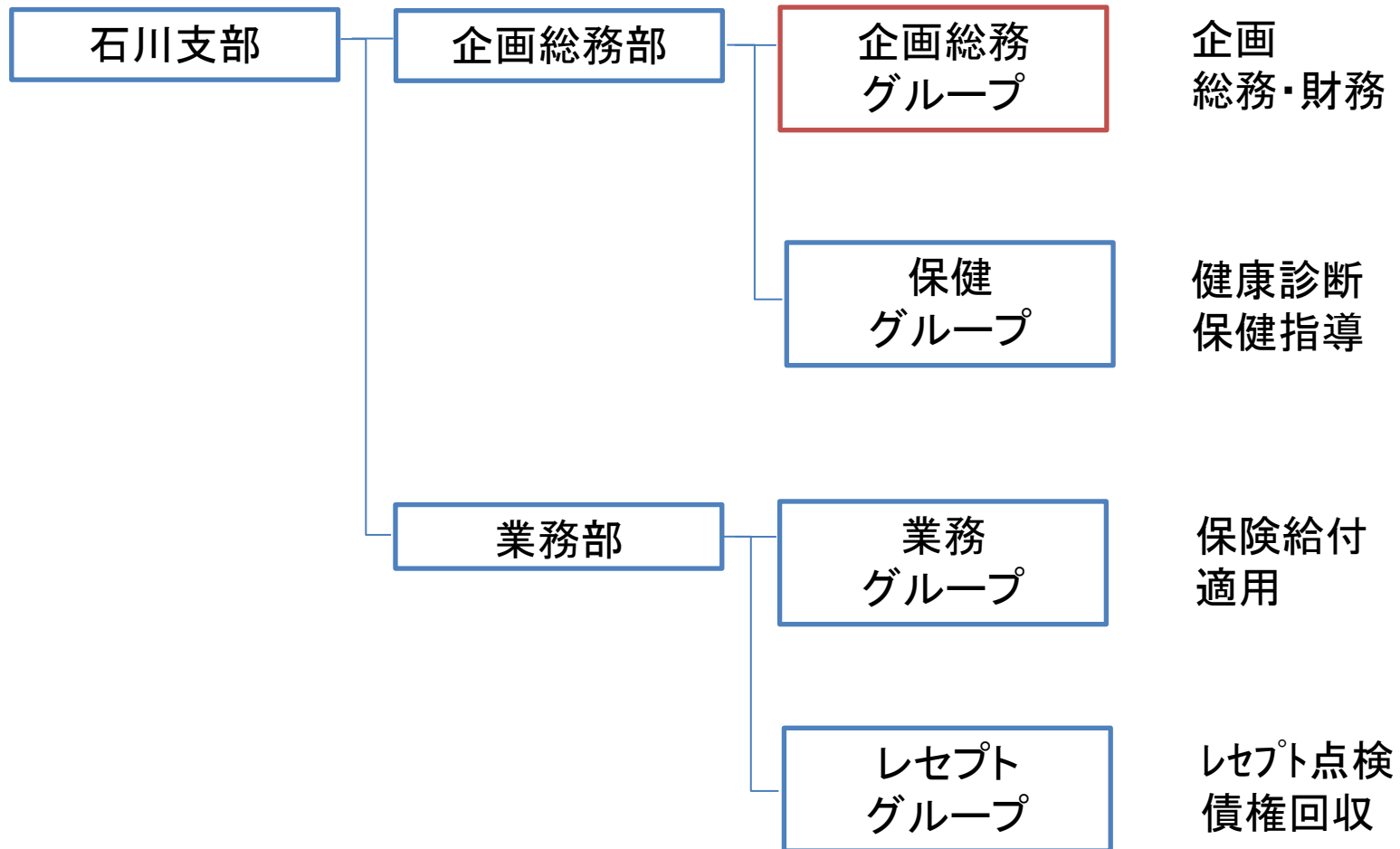


企画総務グループ 事業状況報告書

平成29年7月13日

石川支部の組織図



企画に関する取り組み

戦略的な保険者機能の発展

医療の質や
効率性の向上

- ・関係団体、自治体との連携
- ・協議会等への参画、意見発信

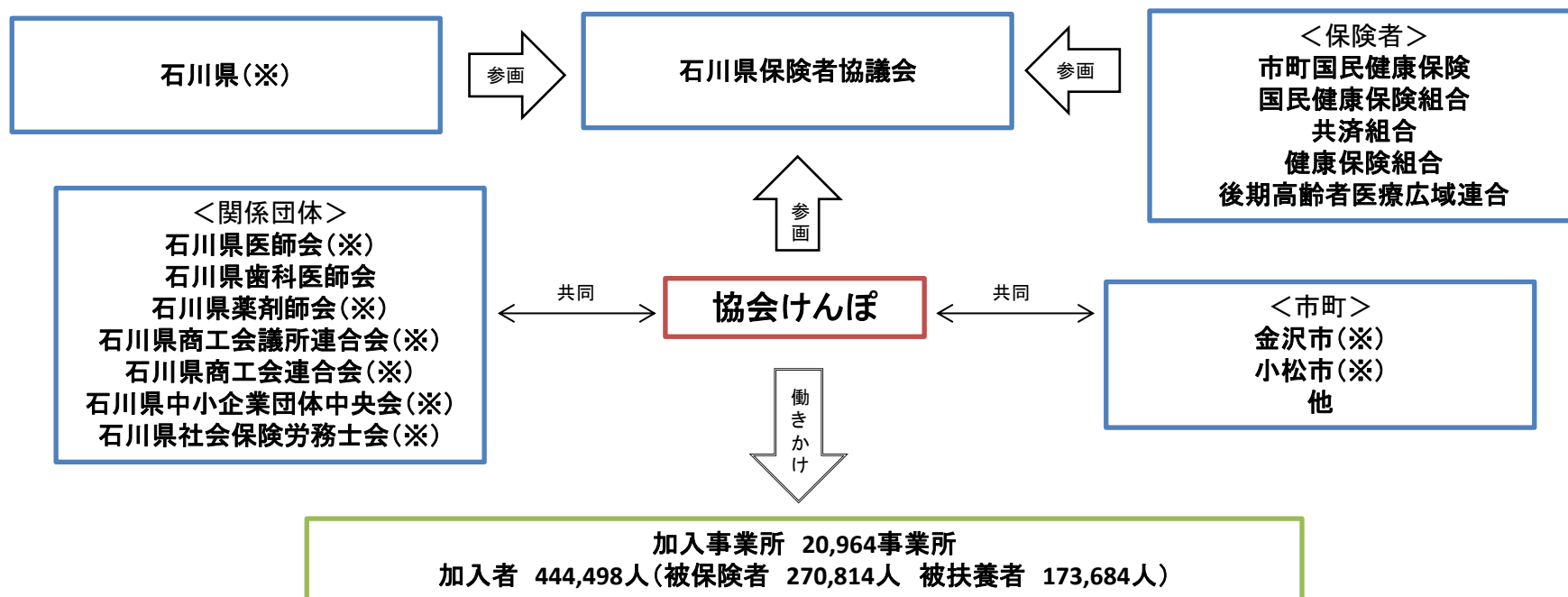
加入者の
健康度を
高めること

- ・かがやき健康企業宣言
- ・健康保険委員の活動強化
- ・学生向け特別講義の開催
- ・歯科検診の推進

医療費の
適正化

- ・ジェネリック医薬品の使用促進
- ・適正受診の啓発
- ・禁煙外来助成制度の利用案内

関係団体・自治体との連携 各協議会等への参画・意見発信



(※)包括協定締結

現在、参画している協議会等

いしかわ健康フロンティア戦略推進会議

石川県地域職域連携推進委員会

医療圏地域職域連携連絡会(能登北部、能登中部、石川中央)

国民健康保険運営協議会(金沢市、小松市、七尾市、白山市)

※石川県国民健康保険運営協議会

※医療圏保健医療計画推進協議会(能登北部、能登中部、南加賀)

(※今年度新規参画)

かがやき 健康企業宣言 とは

健康経営を推進するため、事業主が先頭に立って以下の4つの項目について、各企業のできる範囲で取り組むもの。

- ◆健康診断・重症化の予防
- ◆健康づくりのための職場環境の整備
- ◆たばこ対策
- ◆メンタルヘルス対策

宣言事業所数：72社（平成29年6月末現在）

<かがやき健康企業宣言の進め方>

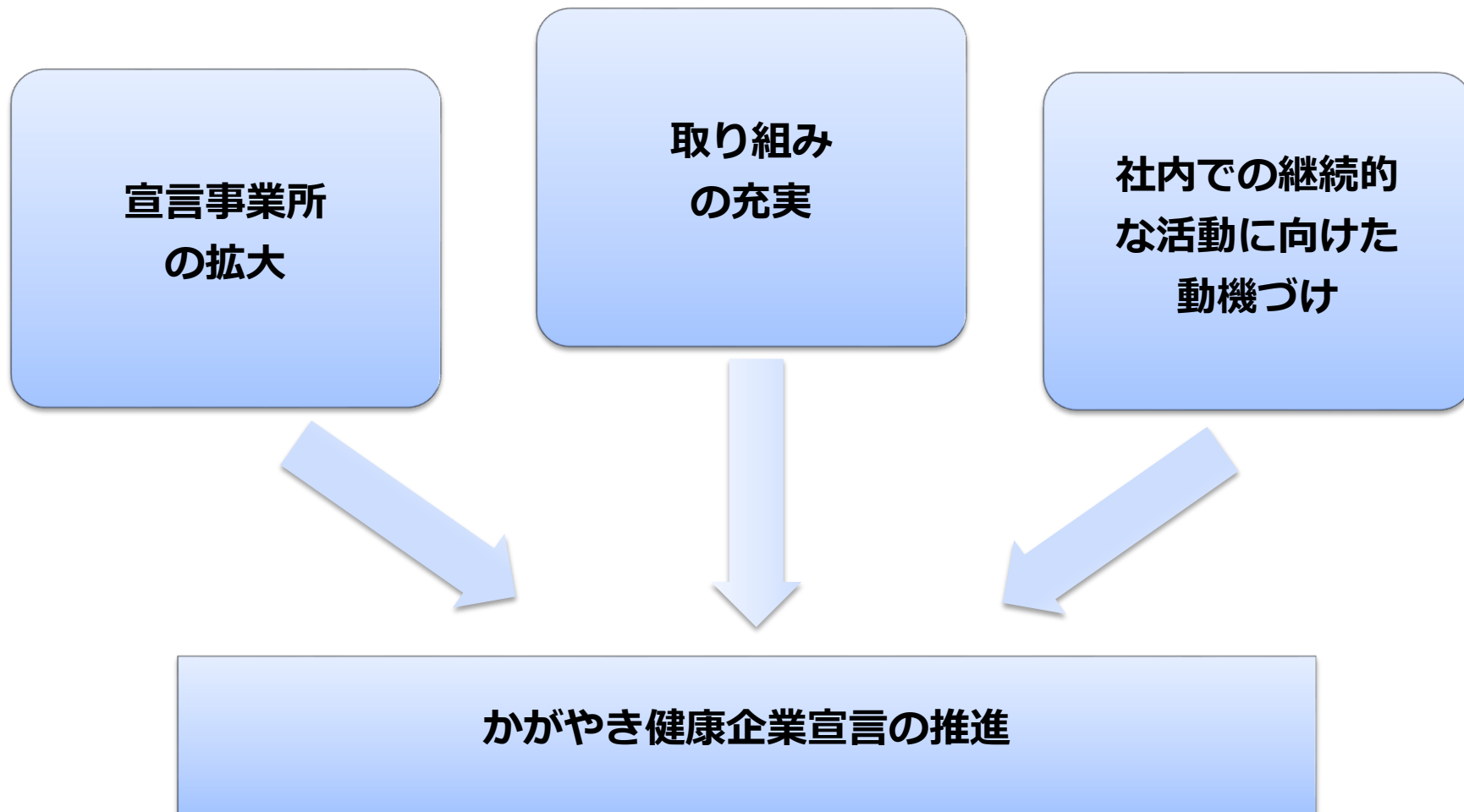
1. エントリーシートの提出
- ↓
2. チェックシートでの現状把握
- ↓
3. 取り組む内容の決定・実施
- ↓
4. 取り組みの振り返り・継続的な取り組み

健康経営 とは

従業員の高齢化やメンタル不調者の増加等を背景として、従業員の健康管理や健康づくりを企業の成長に向けた「投資」と捉え、企業が従業員の健康増進に積極的に取り組む経営方針のこと。

健康づくりに配慮する文化を企業に創造していくことで、労働力の維持・確保が図られ、企業にもメリット（生産性の向上、リスクマネジメント、企業イメージ等）がもたらされることが期待される。

推進していく上でのビジョン



取り組みの充実

● 宣言事業所へのフォロー訪問

- ・ 振り返りシート結果に基づき、事業所における強み・弱みを把握したうえで助言等行う。併せて、従業員の健康づくりにかかる好事例を収集し、他の企業への展開に向けた協力依頼を実施。
- ・ 事業所カルテによる自社の健康度（健診のリスク保有率、医療費）の数値化

● 健康づくり支援ツールの収集・提供

- ・ 支部保健師による健康づくり講習会（食事改善や運動等）の実施（※希望事業所のみ）
第1四半期の実績 2社
- ・ 好事例の展開（宣言事業所向け広報誌での紹介）
- ・ 外部機関における支援ツールの紹介（産業保健総合支援センター、県の出前講座）
- ・ ポスター・パンフレット類の提供
- ・ 各種健康づくりセミナー・イベント等の案内

社内での継続的な活動に向けた動機づけ

● 「かがやき健康企業」の認定

- ・ 28年度の取組みについて、優れた取組みを実施した企業に対し、「かがやき健康企業」として認定。

28年度における「かがやき健康企業」 21社

● 行政機関の認定表彰への紹介および誘導

- ・ 健康経営優良法人（経済産業省）、健康づくり優良企業（石川県）等の認定制度を紹介・推薦。

● スポーツクラブ優待利用（提携先フィットネスクラブの紹介）

健康保険委員の委嘱拡大・活動強化

健康保険委員とは

協会けんぽが行う健康保険事業の運営に協力して、

- ①健康保険事業に関する啓発
 - ②被保険者からの相談
 - ③被保険者に対する助言その他の活動（モニター等）
- 等を行う。

※平成26年度の法令改正により健康保険委員の設置に関する事項が法制化

○健康保険法

第七条の六 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

○健康保険法施行規則

第二条の二 健康保険法第七条の六第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、協会が行う法第百九十八条第一項の規定による命令、質問及び検査に関する事項並びに健康保険委員（協会が管掌する健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行う者をいう。）に関する事項とする。

○全国健康保険協会 定款

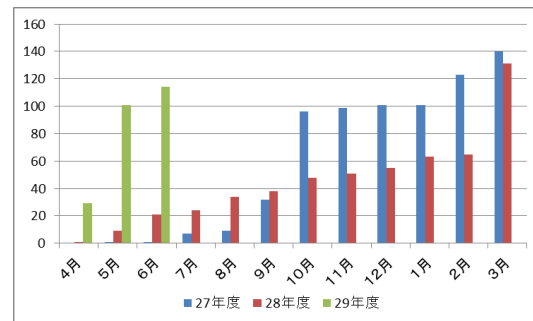
第41条の2 支部長は、社会的信望があり、かつ、協会が管掌する健康保険事業の適正な運営について熱意と識見を有する者のうちから、健康保険委員を委嘱する。

2 健康保険委員は、協会が行う健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行う。

健康保険委員委嘱者数の推移

(名)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27年度	1,613	1,614	1,614	1,620	1,622	1,645	1,709	1,712	1,714	1,714	1,736	1,753
年度累計	0	1	1	7	9	32	96	99	101	101	123	140
28年度	1,754	1,762	1,774	1,777	1,787	1,791	1,801	1,804	1,808	1,816	1,818	1,884
年度累計	1	9	21	24	34	38	48	51	55	63	65	131
29年度	1,873	1,945	1,987									
年度累計	29	101	114									

年間累計増加者数



(※) 平成29年4月において、被保険者0名事業所にかかる健康保険委員を整理したため委嘱者数合計は前月比△11名となっている。

●新規適用事業所への勧奨（目標数 100名）

文書勧奨（2か月に1回）…登録の有無に関わらず、必ず申込書を提出を促す。

電話勧奨（2か月に1回）…文書送付から3日経過後、5名以上の事業所に対して勧奨。提出拒否事業所以外は後追いを行う。

●適用事業所への勧奨（目標数 300名） ターゲットは『100名未満の事業所』

文書勧奨（2か月に1回）…登録の有無に関わらず、必ず申込書を提出を促す。

電話勧奨（2か月に1回）…文書送付から3日経過後勧奨を行う。提出拒否事業所以外は後追いを行う。

●広報誌への掲載（目標数 20名）

●セミナーや研修会でのチラシ配布、参加事業所への文書勧奨（目標数 40名）

●ホームページのバナー作成やトピックスへの掲載（目標数 40名）

●今後3年間で1,500名増を目標

第1四半期取組み

●新規適用事業所への勧奨

※4月実施分 12名/140事業所（委嘱率：8.6%）

●適用事業所への勧奨

※5月実施分 83名/200事業所（委嘱率：41.5%）

健康保険委員の活動強化

●健康保険委員表彰（平成29年11月21日に表彰大会開催予定）

●委員広報誌の発刊（5・8・11・2月）

●研修会の実施（1月下旬～2月）

●県などの健康づくりイベントの情報提供（通年）

学生向け特別講義の開催

目的

若年世代からの健康保険制度の仕組みや協会けんぽ事業の理解促進

29年度実施計画

29年度目標 5機関での開催

- ①28年度実施の金沢大学と金沢学院大学での継続実施。
- ②新規教育機関（県内の大学、短期大学、専門学校）の開拓
- ③30年度以降の実施を視野に入れた小中学校、高校での特別講義の開催に向けたアプローチ

第1四半期取組み

○金沢星稜大学での開催に向けた訪問によるアプローチ

○41機関（大学、短大、専門学校）に対する意向聞き取り調査 （実施期間：29年5月～29年6月）

- ・ 回答率：36.6%（15/41機関）
- ・ 健康保険制度や健康づくりにかかる特別講義についてどのようにお考えですか。

今年度実施したい	3
来年度の実施を検討したい	1
実施できるか不明だが興味はある	2
実施できない	6
講義以外方法（資料の配布やDVDによる周知等）であれば検討したい	3

訪問等による
アプローチを
実施予定

歯科検診事業

概要

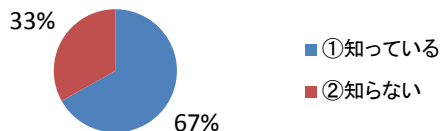
石川県では「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科医師会に歯と口腔の健康づくり推進事業を委託し、歯周病予防等に取り組んでいる。

当支部においても、歯と口腔の健康管理が全身の健康維持のために重要であることを、加入者に周知することが重要であると考え、今年度より石川県及び歯科医師会と協働して事業を展開している。

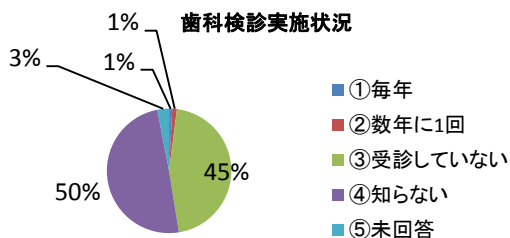
アンケートの実施

現状を把握するため、加入事業所に対し、歯周病に対する意識、歯科検診の実施状況等に関するアンケートを石川県との連名にて実施。（平成29年4月送付 送付対象：被保険者50人以上の事業所886社 回答495社）

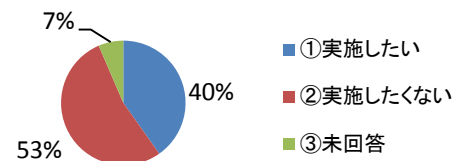
歯周病が、糖尿病等全身疾患と関係していることを知っていますか



歯科検診実施状況



歯科検診の実施希望



歯周病が全身に及ぼす影響については知りつつも、事業所において歯科検診はほとんど実施されていなかった。しかし、条件が整えば事業所内で歯科検診を実施したいと考えている事業所が40%に及んだ。

今後の取り組み

- ・石川県が実施（歯科医師会に委託）している歯科検診に、協会けんぽの加入事業所を推薦し歯科検診を実施
- ・歯科医師会と合同で、加入事業所にて簡易潜血検査を実施し、陽性者に対し歯科検診及び歯科医院の受診を勧奨
⇒次年度からの事業拡大に向けた効果検証

ジェネリック医薬品の使用促進

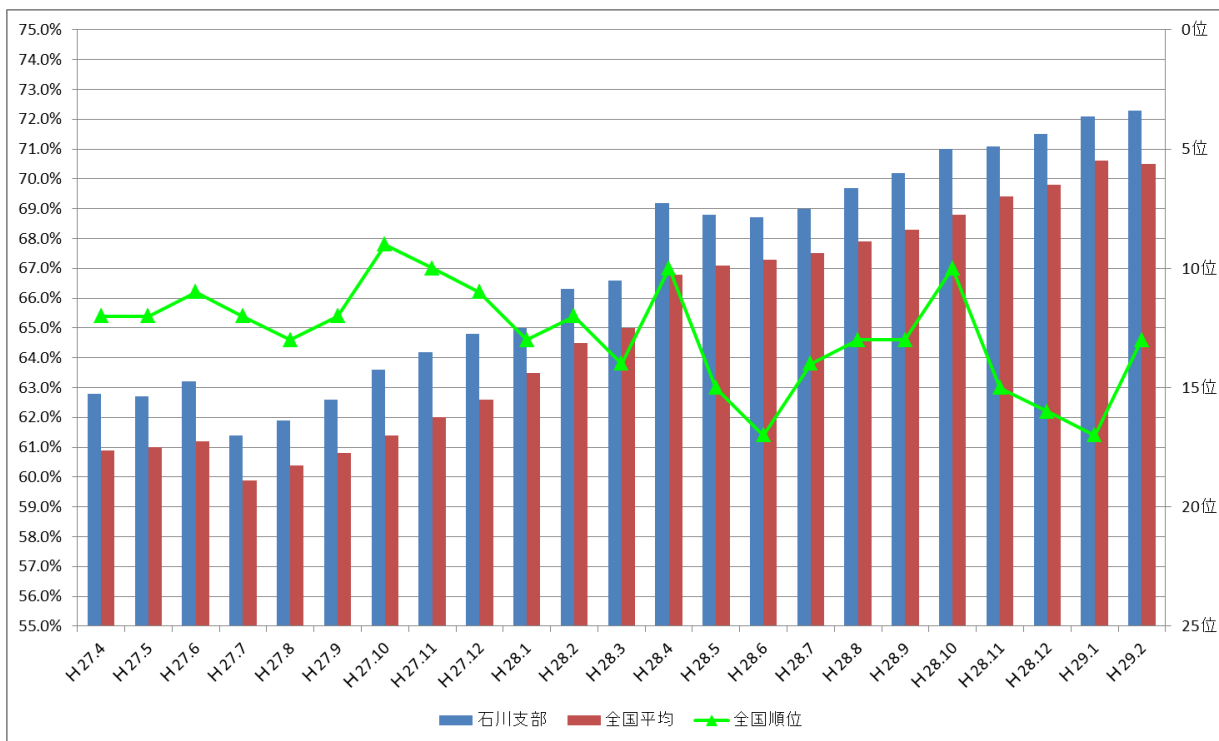
ジェネリック医薬品とは

先発医薬品（新薬）の独占的販売期間が終了した後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が同一な医薬品。

先発医薬品に比べ、開発費が抑えられるため低価格。
 薬価（価格）については、基本的には先発医薬品の5割。内用薬については、参入メーカーが10社超の場合は4割。

国が掲げる目標については、「基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）にて**平成32年9月までに使用割合を80%**にすると定められた。

使用割合の推移



施策	目的
①ジェネリック医薬品への変更可能な加入者に対する案内文書の送付	特定の医薬品を服用者に対してのピンポイントでの案内による使用促進及び効果測定
②お薬手帳カバー配布による啓蒙	特定の地域・薬局に限定した「お薬手帳カバー」というツールを使用しての使用促進並びに効果測定
③使用状況にかかる情報提供案内及びアンケートの実施	調剤薬局あてアプローチによる使用促進及び意向確認
④健康経営セミナー時における知識習得に向けた講演	加入者に対するジェネリック医薬品にかかる知識や医薬品そのものの服用にかかる理解促進
⑤支部の広報媒体を用いた薬剤師会による記事掲載	
⑥自己負担軽減額通知の未切替者にかかる要因分析	切替者増加に向けた施策検討の基盤づくり

○ジェネリック医薬品への変更可能な加入者に対する案内文書の送付

新たに発売されたジェネリック医薬品に着目し、その先発医薬品を服用している加入者に対して切替案内。

<対象医薬品>

- | | |
|---|------|
| ・キプレス・シングレア（平成28年6月発売開始）
（気管支喘息・アレルギー性鼻炎治療薬） | 569名 |
| ・エックスフォージ、ユニシア（平成27年12月発売開始）
（高血圧症治療薬） | 383名 |

○お薬手帳カバー配布による啓蒙

お薬手帳や保険証を同時に収納できる「お薬手帳カバー」（希望シール貼付及びジェネリック医薬品Q & A 差込）を特定地域の調剤薬局に来店した加入者に対し一定期間配布し、ジェネリック医薬品への切替及びかかりつけ薬局の普及を図る。

<対象地域>

羽咋市・羽咋郡内の15調剤薬局（※石川県薬剤師会の協力による）

○使用状況にかかる情報提供案内及びアンケートの実施

使用割合の引上げに伸びしろがあると思われる調剤薬局に対し、ジェネリック医薬品に対する考えや意向を聴取するとともに、本部ツールを活用した情報提供を行い、使用促進を図る。

<対象薬局>

下記の医療機関から処方された調剤薬局について使用割合をふまえ61薬局を抽出。

- ①一般名処方を多く算定している医療機関
- ②D P C取扱医療機関（※D P Cレセプトの使用割合が高い医療機関）

○支部の広報媒体を用いた薬剤師会による記事掲載

石川県薬剤師会との連携により、支部メールマガジンの中で、薬剤師という専門的立場からの記事を掲載し、これまで以上の説得性を備えた加入者（登録者）に対する医薬品の知識の習得を行う。奇数月において配信中。

■一般名処方

従来の薬剤商品名による処方ではなく有効成分名による処方。これにより、薬局では患者へのジェネリック医薬品への切り替えを勧めやすくなる。また、多数の銘柄の在庫を抱える必要がなくなることで薬局の負担軽減にもつながる。なお、医療機関側のメリットとして、一般名処方を行った医療機関に対しては診療報酬の算定がされる。

一般名処方1（全部）3点、一般名処方2（一部）2点

■DPC（診断群分類包括評価）

病名や診療内容を「診断群」に分類し、分類ごとに1日当たりの入院医療費を算定する方法。医療行為が多いほど診療報酬（医療費）が増加する「出来高払方式」と異なり、DPCは医療行為にかかわらず定額の診療報酬が定められる。

ただし、手術など医師の専門的な技術を必要とする分野は出来高払方式で算定する。

県内では25医療機関が採用。

適正受診の啓発

子ども医療費適正化に向けた取り組み

(金沢市)

昨年度、金沢市健康政策課との連名にて作成し、金沢市内の小中学生と生後3か月検診の際に保護者に配布したリーフレット「子ども医療お役立ち情報」を、今年度も継続して配布。

内 容：夜間・休日に病気になったら
かかりつけ医がいると安心
ジェネリック医薬品について
子ども医療費助成制度とは 等
作成枚数：5,000枚

(小松市)

昨年度、小松市こども家庭課との連名にて作成し、小松市内の小中学生に配布したチラシ「子どもが安心して医療を受けられるよう保護者の皆さまへのお願い」を、今年度は未就学児に対しても拡大して配布。

内 容：信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう
緊急性がない休日・夜間の受診はやめましょう
こども医療費が無料になる仕組み 等
作成枚数：16,000枚

子どもが安心して医療を受けられるよう 保護者の皆さまへのお願い

1 信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう

子どもの病気は突然やってくるものです。いざというときに慌てないように、頼りになる「かかりつけ医」が近くにいると安心です。

《かかりつけ医のメリット》

- 病歴、体質などを把握したうえで適切なアドバイスを受けられる
- 質問や相談がしやすい

かかりつけ医を持つためには

「良い医師に診てもらいたい」とは誰もが思うものですが、次々と病院を変え、あちこち渡り歩くのはあまり望ましくありません。できるだけ継続的に診てもらい、医師と良い関係を築くよう心がけましょう。

また、医師にとっても長期的に診ることで、正確な診断や適切なアドバイスがしやすくなります。



2 緊急性がない休日・夜間の受診はやめましょう

病院が、休日や夜間に窓口を開けているのは、緊急性を要する重症の子どものためです。「平日は忙しいから」「夜間は空いているから」などの理由で、気軽に利用されると、本当に重症な子どもが必要な医療を受けられなくなる可能性がありますので、緊急性がない休日や夜間の受診はやめましょう。

医療機関を受診する前に電話で相談が受けられます

休日・夜間に子どもの具合が悪くなり、判断に迷ったときは、「小児救急電話相談」を利用してみましょう。
小児科医や看護師から、子どもの症状に応じた適切な対処法や、受診する医療機関等についてアドバイスを受けることができます。

【相談時間】
午後6時から翌朝8時
【電話番号】局番なしの #8000 または
専用電話番号 076-238-0099



昨年度小松市で配布したチラシ

禁煙外来助成制度の利用案内

実施概要

28年度健診受診者リストをもとに小松市在住の喫煙者（リスク保有者）に対し、小松市との連名にて禁煙外来の利用促進案内チラシを送付することで、特定保健指導該当率の低下及び将来的な医療費の抑制を図る。

送付後においては、レセプトシステムによる禁煙外来利用状況（ニコチン依存症管理料の算定）や29年度の健診受診者リストにて喫煙の有無について効果検証を実施予定。

- 送付対象者数：443名（29年5月送付）
※28年4～11月の生活習慣病予防健診受診者より対象者を抽出

禁煙外来の保険適用

■保険適用となる条件

- ・ニコチン依存症テストで5点以上の人（最大10点）
- ・1日の平均喫煙本数×喫煙年数が200以上（35歳以上の人）
- ・ただちに禁煙を始めたいと思っている人
- ・禁煙治療を受けることに文書で同意している人
- ・前回の治療の初回治療日から1年経過している人

■禁煙外来の治療、費用

- ・治療期間は12週間で5回の診察
- ・費用については13,000円～20,000円程度

【 小松市禁煙外来治療費助成金について 】

禁煙外来治療を終えた方を対象に治療費の一部助成を実施。

- ・対象者：20歳以上の小松市民の方
禁煙外来を実施している医療機関で治療を終えた方
※石川県内では小松市のみ協会けんぽ加入者でも助成が受けられる。

- ・助成額：自己負担（保険適用分の2分の1） ※上限1万円

その他の取組み(第1四半期実施分)

●保険料負担・仕組みなどの発信(委員あてリーフレット配付、定期広報物)

- ・「健康保険の財政の仕組みについて ～保険料の使い道、決め方を見つめてみましょう～」リーフレットの送付(健康保険委員あて)
- ・健康保険委員向け広報誌における「インセンティブ制度」導入検討の記事掲載
- ・金沢南年金事務所管内実務研修会での発信

●協定締結機関(三団体)の広報誌への記事掲載

- ・健診、特定保健指導にかかる記事掲載依頼

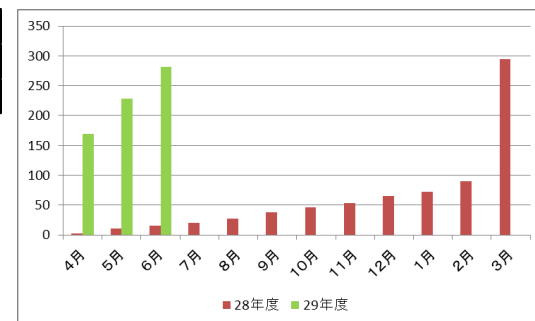
●メールマガジン登録者拡大

29年度目標 400名増

- ・健康保険委員委嘱とセットにしたアプローチ(健康保険委員申込書へのメールアドレス記入欄作成)
- ・納入告知書同封チラシなど広報誌への掲載
- ・申請書送付時におけるチラシの同封

<新規登録者累計集数>

(名)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
28年度	3	11	16	20	27	38	46	53	65	72	90	294
29年度	169	228	282									



組織基盤の強化

適切・適正な
事業及び
組織運営

- ・組織運営の可視化
- ・職員の健康づくり

人材育成、
業務改革の
推進

- ・定型、支部独自研修の実施
- ・通信教育等自己学習の推奨

適正な予算
執行、経費
節減の推進

- ・節電対策、勤怠管理
- ・在庫管理、予算実績管理

組織基盤強化に向けた取り組み

● 組織運営の可視化

- ・ 衛生委員会の開催（毎月1回）
- ・ 調達審査委員会の開催（随時）

● 職員の健康づくり

- ・ 「生活習慣病予防健診では分からない身体機能テストと身体機能維持・向上対策」の実施
- ・ 健診受診後の産業医との面談を全職員が実施

● 定型、支部独自研修の実施

- ・ 定型（ハラスメント防止、情報セキュリティ、個人情報保護、コンプライアンス、メンタルヘルス、接遇）
- ・ 支部独自（パソコンスキルアップ、課題発見・課題解決、図解表現力向上 等）

● 通信教育等自己学習の推奨

- ・ 本部が斡旋する通信教育講座への受講勧奨

● 節電対策、勤務管理

- ・ プリンター、パソコンのエコ設定、夏季節電対策の実施（蛍光灯の間引き、昼休み消灯）
- ・ 残業削減による節電対策（毎週水、金曜日ノー残業デーの徹底）、年次有給休暇取得の推進

● 在庫管理、予算実績管理

- ・ 消耗品発注時の在庫確認、在庫管理の徹底、リサイクル促進
- ・ 予算管理票に基づく執行状況の管理、周知